

どう取り組んでいくの？

施策の基本的方向

基本目標1

DVを生み出さない社会づくりの推進

DVを生み出さない社会を実現するためには、DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、DVが配偶者間だけの個人の問題ではなく、社会全体の問題であることについて、広く理解を促すことが必要です。

- ①市民に対する広報・意識啓発の充実
- ②暴力の未然防止・再発防止の取組の推進
- ③職務関係者のDVへの理解促進

基本目標2

身近で相談できる体制の整備

被害者がDVから抜け出し、安全に生活していくためには、被害者への支援等に関する情報を適切に入手し、それを活用することが重要となります。そこで、被害者だけで悩むことなく相談窓口を利用するよう広く周知することが必要です。

- ④相談体制の強化
- ⑤子どもに対する支援の充実
- ⑥多様な被害者への配慮

基本目標3

被害者の安全確保の徹底

被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家飛び出し、助けを求めてくることもあり、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。そこで、配偶者暴力相談支援センター、女性相談窓口、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について、情報の共有と情報管理の徹底に努める必要があります。

- ⑦緊急時における迅速な安全確保
- ⑧被害者及び関係者に関する情報の保護
- ⑨市域を越えた広域的な対応

基本目標4

被害者の自立支援の充実

被害者に対しては、DV防止法による一時保護等を通じて、当面の安全を確保した上で、住民基本台帳事務における支援措置など、被害者等の情報の管理に留意し、複数の課題を解決しながら、自立した生活につなげていくことが必要です。

- ⑩心身の回復に向けた支援
- ⑪生活基盤を整えるための支援
- ⑫多様な被害者への支援

基本目標5

推進体制の構築

DV被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、課題解決にかかわる関係部局との連携強化のみならず、国及び静岡県、警察、医療機関、民間団体など関係機関が共通認識を持ちながら、緊密に連携して取組み、継続した支援を推進することが必要です。

- ⑬関係機関相互の連携強化
- ⑭職務関係者に対する教育の充実
- ⑮DV防止に関する調査研究の実施